

保護者負担軽減事業費補助金の申請について

【対象：保育の必要性のある満3歳児を有する世帯】

保育の必要性のある満3歳児を有する世帯に対して、預かり保育料を下記のとおり補助します。

預かり保育料を月額1万7,700円まで補助

※園によっては、預かり保育に認可外保育施設等を含みます。

※月額上限は490円×利用日数となり、利用日数に応じて変動します。

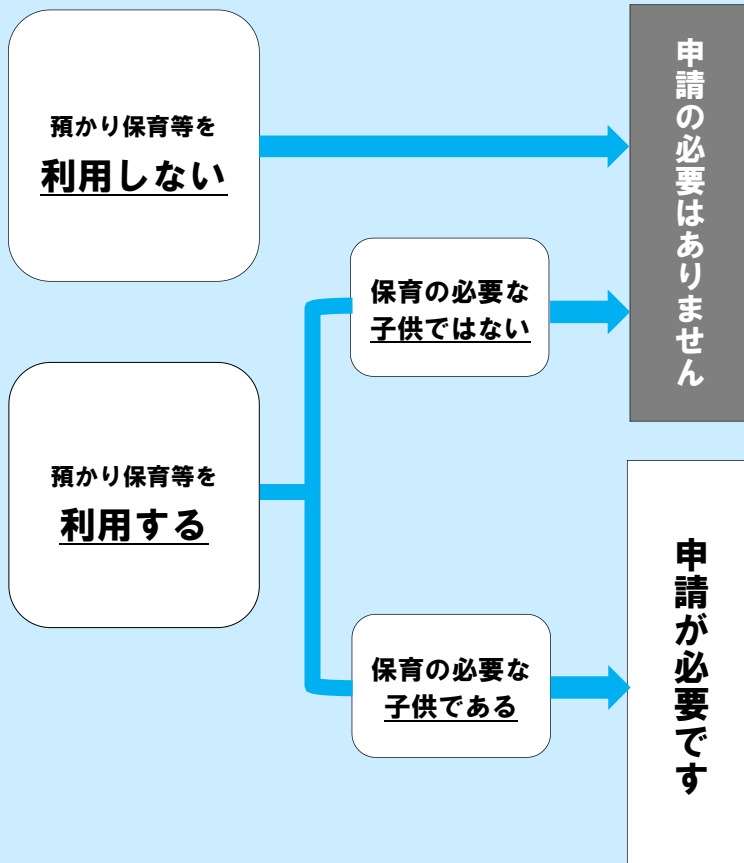
※本補助金とは別に、3～5歳児世帯への無償化給付として月額最大1万2,300円があります。

1. 交付対象者

以下①～②のすべての条件を満たす方

- ① 私立幼稚園等に在籍する満3歳児を有する世帯で、その子供について保育の必要性がある。
- ② 上記①の子供が、台東区に住民登録がある。

「申請が必要です」に当てはまる方は裏面をご覧ください。



ご確認ください！



保育の必要な子供とは

保護者全員が

- ・就労、就学
- ・妊娠、出産
- ・病気
- ・介護

等の事由に当てはまり、家庭で児童の保育ができない場合、保育の必要な子供であるとみなされます。

※詳細は区HPをご覧ください。



補助金を受け取るまでの流れ

預かり保育利用料に対する補助金は、保護者の方が、①保育の必要性の確認を受け、②利用した施設等に利用料を支払い、③支払った利用料に対する補助金を区に請求することで、受け取ることができます。

STEP 1：区の確認を受ける

- ・私立幼稚園等補助金(保護者負担軽減事業費補助金)交付申請書(※1)を在籍する幼稚園に提出してください。申請書には、保育を必要とする事由について、該当する必要書類(※2)を添付してください。

※1入園後、幼稚園から配付されます。

※2様式は、区HPからダウンロードできます。また、庶務課窓口でも配布しています。

STEP 2：利用した施設等に利用料を支払う

- ・確認を受け、施設を利用した場合は、利用料を施設等に支払います。
- ・利用した施設等から発行される領収書は、補助金請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

STEP 3：支払った利用料に対する補助金を区に請求する

- ・請求は年4回の受付(7月、10月、1月、4月)を予定しています。請求の時期が近くなりましたら、区より各幼稚園を通じて必要書類を配布いたします。
- ・後日、指定した口座に補助金が振り込まれます。

＜振込時期＞ 令和8年9月(4～6月利用料分)
令和8年12月(7～9月利用料分)
令和9年3月(10～12月利用料分)
令和9年6月(1～3月利用料分)